



2.規制基準

(1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準 (特定悪臭物質1号規制)

規制基準は、敷地境界線の地表における特定悪臭物質の種類ごとの濃度で定めています。

特定悪臭物質名	1号規制基準値 単位:ppm	に お い	適用規制		
			1号	2号	3号
アンモニア	1	し尿のようなにおい	○	○	
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい	○		○
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい	○	○	○
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい	○	○	
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい	○	○	
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	
トルエン	10	ガソリンのようなにおい	○	○	
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい	○		
キシレン	1	ガソリンのようなにおい	○	○	
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい	○		
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい	○		
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい	○		
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい	○		

1号規制基準値は、臭気強度(注) 25に対応する濃度で設定されています。
(注:参考1をご覧ください)

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの 当該施設の排出口における規制基準 (特定悪臭物質2号規制)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量(悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量)です。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q : 流量 (単位:温度0度、圧力1気圧の状態に換算したm³/h)

He : 補正された排出口の高さ、有効煙突口 (m) (注)

Cm : 敷地境界線の地表における規制基準値 (1号規制基準値)

(注:Heが5m未満となる場合については適用しません。)